

新規規制に関する事前評価書

＜容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律＞

規制の名称	事業者等に対する、再商品化の合理化に寄与する程度を勘案して算定される額の資金の市町村への抛出の義務付けの導入		
担当部局	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室	電話番号： 03-5501-3153	e-mail: yourihou@env.go.jp
評価実施日	平成18年6月9日		
政策目的	市町村による分別収集の質を高め、再商品化の質的向上を促進するとともに、容器包装廃棄物のリサイクルに係る社会的コストの効率化を図ることにより、容器包装リサイクルを一層促進し、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。		
規制の内容	市町村から特定分別基準適合物の引渡しを受けた指定法人又は認定特定事業者に対して、再商品化の合理化に寄与する程度を勘案して算定される額の資金を当該市町村に支払うことを義務付ける。		
	根拠条文等：	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第10条の2	
規制の必要性	とりわけプラスチック製容器包装については、分別収集・選別保管を実施する市町村数が低水準であり、かつ、再商品化委託単価が高額である。そのため、市町村と事業者の役割については、事業者が製造・利用した容器包装が消費活動を通じて廃棄物となり、市町村の分別収集・選別保管を経て再商品化されるという一連の流れを踏まえ、より効果的な容器包装廃棄物の3Rの推進に役立つとともに、容器包装のリサイクルシステムの効率化にも資することが必要である。		
期待される効果	市町村による分別収集の質が高まり、再商品化の質的向上が促進されるとともに、容器包装廃棄物のリサイクルに係る社会的コストの効率化が図られる。		
想定される負担	事業者に費用負担を求めることになるが、その負担額は、再商品化の合理化に寄与する程度を勘案して算定することとしていることから、事業者が負担する再商品化費用の効率化と併せて考えれば、当該規制の導入前と比較して事業者の負担が増えることにはならない。事業者からの金銭徴収、市町村への配分に係る行政コストが生じるが、現行制度における再商品化費用の管理と併せて行うことで、必要最低限に抑えることが可能。		
想定できる代替手段との比較考量	代替手段として、行政指導又は普及啓発等により、市町村による分別収集の質を高め、再商品化の質的向上を促進するとともに、容器包装廃棄物のリサイクルに係る社会的コストの効率化を図ることが考えられるが、関係者の取組を誘導する担保手段に欠けることから、十分に政策目的を達成することができないと考えられる。また、一律に行政が状況を把握することは困難であり、行政の指導等の措置に偏りが生ずる。したがって、当該規制は代替手段に比べ効果的である上、「想定される負担」において示したように、事業者の負担を単純に増加させるものでもないことから、効率的なものであると考えられる。		
備考	中央環境審議会廃棄物リサイクル部会意見具申(平成18年2月)において「法律上、事業者と市町村の位置付けを踏まえ、再商品化の合理化の程度等を勘案して、事業者が市町村に資金を抛出するという仕組みを創設することを検討すべき」となっている。		
レビュー時期	平成25年3月末までに行う。		